

暑さ厳しい日が続いておりますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。このたびの熊本地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く平穏な生活が戻りますことをお祈りいたします。夏本番の8月は、心身を整えながら事業のペースを見直す良い時期でもあります。今月も皆さまのお役に立てる情報をお届けしてまいります。

<消費税> インボイス経過措置 10月1日前後の経理処理

令和5年10月1日に開始した消費税インボイス制度ですが、3年を経過し一つの変換期がこの10月にあります。

▶ 仕入税額控除の経過措置が「70%」に、合計額上限が1億円に引き下がります

令和8年度改正により、インボイス発行事業者以外の者からの仕入れに係る税額の一定割合を控除できる経過措置では、控除可能割合が80%から70%、50%、30%と段階的に縮減される事となりました。

(簡易課税/2割特例適用事業者/免税事業者以外の消費税法原則課税の事業者の会計処理)

◆ 経過措置の控除割合の変更

期間	控除割合
2023年10月～2026年9月	80%
2026年10月～2029年9月	70% ← 今回ここへ
2029年10月～2031年9月	50%
2031年10月以降	0% (控除なし)

※ 役務の提供を受けた場合の課税仕入れの時期は、原則として、その約した役務の全部が完了した日になります。

※ 商品の仕入れ(資産の譲受け)の場合の課税仕入れの時期は、原則として、その引渡しがあった日となります。

◆ 経過措置合計額上限の引き下げ

インボイス制度の経過措置では、免税事業者からの課税仕入れについて 控除割合が段階的に縮小されますが、それに加えて「一定額を超える部分には経過措置が適用できない」という上限規定があります。

具体的に、「令和8年10月1日以後に開始する課税期間」からは、「免税事業者等からの課税仕入れ額の合計額が税込み1億円を超える場合」には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置は適用できません。それ以前は税込み10億円でしたが、1億円に大幅に縮小された事で、免税事業者との取引が多い企業ほどさらに影響が大きくなります。

▶ 会社への影響

1. 実質的な仕入コストが上昇します

免税事業者からの仕入れが多い業種(建設・小売・サービス業など)は、**10月以降、仕入コストが増える**可能性があります。

2. 取引先のインボイス登録状況の確認が必要

控除割合が下がるほど、「インボイスを発行できる取引先かどうか」の重要度が高まります。

3. 見積・請求の見直しが必要なケースも

免税事業者との取引が多い場合、価格設定や取引条件の見直しが必要になることがあります。

▶ 8月～9月に検討すべきポイント

- ☐ 取引先のインボイス登録状況を再確認
- ☐ 免税事業者との取引割合・10月以降の仕入コスト増を試算
- ☐ 必要に応じて取引条件の見直しを検討
- ☐ 経理担当者へ控除割合変更の周知

会計処理について、ほとんどの会計ソフトは10月の日付を入力すると70%に自動的に変更になりますが、**実際の役務提供の時期、商品仕入の時期がどちらの期間かで控除割合が変わりますのでご注意ください。**

経過措置は「自動的に控除が減る」ため、**気づかないままコストが増えているケース**が発生します。

事前に試算等を行い、10月以降の変化に備えましょう。



電子帳簿保存法 2027 年 1 月の“完全義務化”

2027 年 1 月から電子帳簿保存法の新ルールが施行されます。2024 年から義務化されている「電子取引データ保存」に加え、2027 年以降は“要件を満たした企業にメリットが付与される制度”が始まります。

主なポイントは以下の 3 点です

- ① 訂正削除履歴が残るシステムで電子取引データを保存すると、重加算税 10%加重の対象外に
 - ② 個人事業主は、電子帳簿 + 電子申告 + 要件を満たす保存で青色申告特別控除が 75 万円に
 - ③ 電子取引データと帳簿の紐づけ（相互関連性）が必須
- 2026 年のうちに、下記を進めていただくことで、2027 年の制度移行がスムーズになります。ご検討ください。

☑電子取引データの保存方法の棚卸し

- メール PDF を紙だけで保存していないか
- EC 領収書を削除していないか
- フォルダ管理が破綻していないか

☑事務処理規程の整備（コストゼロ）

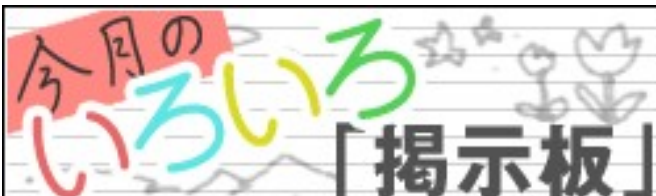
- 中小企業の最も現実的な対応
- 国税庁のひな型をベースに作成可能

☑検索要件を満たす保存環境の確認

- ファイル名統一/フォルダ構造の整理
- または検索機能付きシステム導入

☑2027 年の新制度に対応するか判断（届出必要）

- 訂正削除履歴が残るシステムを使うか
- 青色申告特別控除の上乗せを狙うか検討（個人事業主）



＜税務署等を語った不審な電子メールにご注意下さい＞

他の国税局管内において、調査予約をかり、詐欺サイト等に誘導する「税務調査事前通知書」と記載されたメールが納税者に送信されていることが確認されております。メール内に「【重要】以下のリンクより、税務署類をダウンロードしてご確認ください。」との記載があり、リンクをクリックすると詐欺サイトへ誘導するものと思われます。

不審メールをご確認いただくポイントは次のとおりです。

- (1) 送信先メールアドレスが、「@nta.go.jp」ではない点
- (2) 連絡等がなく一方的に送信されている点
- (3) 宛名や税務署名が具体的に記載されていない点

国税庁ホームページ等においても注意喚起がなされておりますが、上記ポイントに注意頂き、不審メールの疑いがある場合には記載されたリンク等にアクセスしたり個人情報を入力したりせず、速やかに削除するようお願いいたします。



今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A 型	B 型	O 型	AB 型
整えるほど運が上がる月 健康運は良好ですが睡眠はしっかりとしましょう。 紙のメモを使うと吉。	人間関係がカギになる月 交流が増え情報が集まります。仕事は協力者を見つけると一気に進むでしょう。	勢いとチャンスが重なる月 8 月は主役月です。周囲からの協力が自然と集まります。午前中に大事な決断をすると吉。	直感が冴える月 アイデアが湧きやすく創造性が高まります。人間関係は距離感を大事にしましょう。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。